

武蔵野市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

武蔵野市障害者福祉センター条例（平成28年12月武蔵野市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(利用料金等) 第10条 第2条第2号に掲げる事業を利用する者のうち、支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は、その利用に係る料金（法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を除く。以下「利用料金」という。）及び特定費用を、指定管理者に支払わなければならない。 2 から 4 まで （略）	(利用料金等) 第10条 第2条第2号に掲げる事業を利用する者のうち、支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は、その利用に係る料金（法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を除く。以下「利用料金」という。）及び特定費用を、指定管理者に支払わなければならない。 2 から 4 まで （略）	字句の改正

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。